SSBJ

第 68 回サステナビリティ基準委員会

資料番号	審議事項(1)-1
日付	2026 年 5 月 12 日

プロジェクト	温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて「気候基準」の定めに従う場合の測定及び開示
項目	本日の審議事項

Ⅰ．本資料の目的

1. 本資料は、本日のサステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）においてご審議いただきたい事項の概要について、ご説明することを目的としている。

Ⅱ．公開草案の公表

2. 当委員会は、第 60 回サステナビリティ基準委員会（2025 年 12 月 11 日開催）において、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）（以下「温対法」という。）における「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度」（以下「SHK 制度」という。）の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いてサステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下「『気候基準』」という。）の定めに従う場合の測定及び開示について、実務上の取扱いの明確化を図るために、基準開発を行うことを決定した。

3. 当委員会は、2026 年 1 月 22 日に、次の公開草案を公表した。

   (1) サステナビリティ開示実務対応基準公開草案第 1 号
   「温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」（以下「本公開草案」という。）

4. 本公開草案のコメント期間は 2026 年 3 月 25 日までであり、この期限までに、本公開草案に対して 9 通のコメントが寄せられた[1]。寄せられたコメントへの対応については、審議事項(1)-2 にてお示ししている。

[1] 本公開草案に対して寄せられたコメントは、当委員会の以下のホームページに全文掲載している。
https://www.ssb-j.jp/jp/domestic_standards/exposure_draft/y2026_practical/2026-0122/comment.html

Ⅲ．本日の審議事項

5. 本日は、本公開草案に対して寄せられたコメントへの対応として、以下についてご審議いただきたい。

(1) 「公開草案コメント対応表」（審議事項(1)-2 参照）

(2) 「気候基準」第 49 項ただし書きの取扱いを選択し、温対法における SHK 制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いる場合の取扱い等（審議事項(1)-3 参照）

(3) サステナビリティ開示実務対応基準第 1 号の文案（審議事項(1)-4 参照）

以　上